

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(人口構造)

本市の令和2年国勢調査人口は117,373人、うち年少人口は16,029人、生産年齢人口は62,900人、老年人口は38,444人である。総人口、年少人口、生産年齢人口は1980年以来減少を続けており、今後も減少が続くと見込まれる。今後10年で総人口は10,193人、うち生産年齢人口が7,592人減少すると推計されている。

(産業構造)

本市の産業構造を総生産額で見ると、第1次産業が140.17億円(3.8%)、第2次産業が954.51億円(25.6%)、第3次産業が2,619.83億円(70.3%)となっており、佐賀県全体と比して第1次産業の比率が高く第2次産業の比率が低い(令和元年度佐賀県市町民経済計算)。

地域の分配所得と地方税収の源泉となる付加価値額は3,616億円で、産業別に確認すると、保健衛生・社会事業が452億円で12.5%を占めて最大であり、ついで住宅賃貸業(324億円・9.0%)、小売業(300億円・8.3%)、食料品(246億円・6.8%)、が大きな比率を占めている。(2018年版 唐津市の地域経済循環分析)。

産業別就業人口を見ると、第1次産業が5,930人(10.5%)、第2次産業が12,895人(22.9%)、第3次産業が36,706人(65.0%)となっている(令和2年度国勢調査)。

(中小企業の実態)

市内事業所のほとんどは中小企業であり、その事業所の数、従業員数は減少傾向にある。唐津市の有効求人倍率は全国や佐賀県平均と比較して低くはなっているものの、毎月1倍を超えて推移しており、本地域においても従業員の確保が全業種に共通して直面する問題となっている。くわえて、人口減少、少子化、高齢化という地方が抱える構造的問題による市場規模の縮小や、経営者自身の高齢化・後継者難による事業承継問題、施設・設備の老朽化など、中小企業者は依然として厳しい経営環境下におかれており、現状を放置すれば、本市の産業基盤が損なわれていきかねない。

このような実態を鑑み、効率的な生産活動、少ない労働力で事業継続が可能となるよう市内の中小企業者等の生産性向上を支援する必要がある。

(2) 目標

市内の中小企業者等の労働生産性向上に資する設備投資を促し、本計画の期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者等の幅広い取組みを促すため、導入を促進する本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、市内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を主に自らの生産・販売等に供するものを認定対象とする。なお、上記の場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者等が事業を営んでいることから、中小企業者等による幅広い取組みを促すため、唐津市の全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業が特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い展開がなされていることから、全業種・全事業とする。ただし、全量売電を目的とした太陽光発電事業等であって、その事業の実施場所に勤務する従業員が配置されない場合は、市内への経済波及効果及び雇用の創出が希薄であることから、認定の対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の確保への配慮

人員削減を目的とした取組みを計画する先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 健全な地域社会の発展への配慮

公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者等、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者等については対象としない。

この確認のため、先端設備等導入計画の申請書には、唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年告示第 50 号）第 5 条に基づき、暴力団等でない旨の誓約書及び役員名簿（法人に限る。）を添付しなければならない。

(3) 納税の公平性への配慮

市税を滞納している中小企業者等の先端設備等導入計画は認定の対象としない。この確認のため、先端設備等導入計画の申請書には、市税を完納していることの証明書を添付しなければならない。

(4) 行政の施策評価への配慮

先端設備等導入計画が認定された中小企業者等は、市が必要とした場合は、計画の進捗状況を報告しなければならない。

(5) その他

単に敷地に設置する太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備（その事業の実施場所に勤務する従業員が配置されない場合）については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標に沿わないため認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。